

第 42 回大阪市屋外広告物審議会 議事要旨

1. 日 時 平成 30 年 12 月 10 日（月） 14 時から 15 時 10 分

2. 場 所 ヴィアーレ大阪 5階 アレグロ

3. 出席者

（審議会委員）

奥会長、井上委員、橋寺委員、阿部委員、福田委員、
川邊委員、悦委員、鈴木委員、三崎委員、久保委員

（大阪市側出席者）

建設局

平田管財担当部長、石川路政課長、井上管理適正化担当課長、

牧田路政課長代理、八尾担当係長、関谷担当係長、白石係員、比嘉係員

都市計画局

松崎都市景観担当課長代理、松村担当係長

4. 議 題

- ・新幹線沿線の屋外広告物掲出禁止区域について
- ・都市景観における屋外広告物に関するガイドプランについて

5. 議事要旨

○新幹線沿線の屋外広告物掲出禁止区域について

大阪市では、昭和 42 年から 48 年にかけて新幹線の開通に伴い、東海道新幹線及び山陽新幹線の鉄道路線用地から 300 メートルの範囲内は屋外広告物禁止区域（ただし新大阪駅周辺の商業地域及び近隣商業地域は除外）としていた。

今般、新幹線沿線の市街化により野立広告を設置する余地がないこと、防音壁等により新幹線から視認できる範囲が限られていること等により、平成 31 年 3 月 31 日をもって禁止区域の指定を廃止する方針とした。

○都市景観における屋外広告物に関するガイドプランについて

特定地区における広告物の掲出基準を策定したガイドプラン（昭和 62 年策定）について、景観計画との整合性や、法的拘束力がないこと等により平成 31 年 3 月 31 日をもって、道頓堀地区以外の特定地区にかかる基準を廃止する方針とした。